

## 委 託 契 約 書 (案)

長野県長野建設事務所長 吉川 達也 (以下「委託者」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「受託者」という。)は、次の条項により、令和4年度県単道路橋梁維持事業に伴う自家用電気工作物保安管理業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

業務の名称 令和4年度県単道路橋梁維持事業に伴う自家用電気工作物保安管理業務

2 業務内容

別添「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

業務内容

- |             |      |
|-------------|------|
| (1) 事業場の名称  | } 別紙 |
| (2) 事業場の所在地 |      |
| (3) 需要設備    |      |
- 「自家用電気工作物保安管理業務対象箇所表」のとおり

受託者は、この契約及び別添「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」に定めるところにより保安管理業務を実施する。

(履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、〇〇〇〇〇〇〇〇円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇〇円)

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、第8条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書(成果品)の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(委託業務の処理方法等)

第6条 受託者は、仕様書に基づき委託者の指示に従い業務を実施しなければならない。

2 委託者は、保安管理業務の実施について、その状況の確認を行い報告を求め保安管理業務の改善、停止、その他の措置を命ずることができる。

3 点検結果等に係る次の記録は委託者と受託者の双方において原則3年間保存することとする。点検、測定及び試験の記録。ただし、試験記録のうち絶縁油に関する記録は次回試験実施まで保存するものとする。

(1) 電気事故に関する記録。

4 委託者は、主要電気機器の重要な保全補修の記録を、必要期間保存するものとする。

(記録の調査及び備品等の整備)

第7条 受託者は保安管理業務の遂行上必要がある場合は、委託者の電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査し、必要な措置について委託者と協議するものとする。

2 委託者は、受託者の意見を聞いて委託者の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理業務に必要な書類、図面及び備品等を整備保管しておくものとする。

(1) 設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、低圧配線図  
仕様書、取扱説明書及び設備台帳等。

(2) 測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等。

(保安管理等の報告)

第8条 受託者は、毎月の保安管理業務の処理内容等を、翌月10日までに点検結果報告書等により報告しなければならない。

2 委託者は前項の報告書の提出があったときは、10日以内に検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 委託者は、毎月、前条の規定による報告書等の提出を受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別な理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別な理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(実施日の通知等)

第12条 受託者は点検等の実施予定日を次の期限までに委託者に通知するものとする。ただし、委託者が承諾した場合はこの限りでないものとする。

(1) 月次点検は、原則として実施予定日の前日まで。

(2) 年次点検は、原則として実施予定日の2週間前まで。

2 委託者は、前条の実施予定日を尊重し、これに協力するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は委託者と受託者が協議の上、日程を変更するものとする。

(材料等)

第13条 保安管理業務に使用する機械器具、消耗品等は受託者の負担とする。

(業務の手直し等)

第14条 委託者は、受託者の実施した保安管理業務が仕様書に示すものに適合しないと認められるときは、その保安管理業務の手直しを命ずることができる。この場合の費用は受託者の負担とする。

(臨機の措置)

第15条 委託者は、業務の実施上緊急必要と認められるときは、受託者に対し所要の臨機の措置をとることを求めることができる。

(光熱水費の使用)

第16条 受託者が、仕様書に基づく作業を実施するにあたって使用する電力、用水及びガス等については無償とする。ただし、使用については極力節減に努力し効率的に行わなければならない。

(相互の義務)

第17条 委託者は、受託者が実施する保安管理業務に関し受託者に協力するとともに、受託者の指導、助言した事項及び受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

2 委託者は、保安規定に従い、電気工作物の自主保安につとめるものとする。

3 委託者は、電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、受託者に意見を求めるものとする。

4 委託者は、電気関連法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に提出する書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には、その作成及び手続きについて受託者に指

導・助言を求めるものとする。

5 受託者は、委託者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか問診を行うものとする。

6 受託者は、委託者の保安規定に基づき保安管理業務を誠実に行うものとする。

(相互の連絡)

第18条 委託者及び受託者は、保安管理業務を的確に遂行するうえで必要となる事項について、細目及び基準第2項に定めるところにより相手方に連絡するものとする。

(連絡責任者等)

第19条 工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を受託者に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するとともに、契約の履行に関して受託者との連絡にあてるものとする。この場合、委託者の需要設備の設備容量が6,000 kVA以上であるときは、その連絡責任者は、電気事業法第43条第2項の選任許可基準（「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の2. (1)②イからホに掲げる者）又はそれと同等以上の資格を有する者とする。

2 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるとともに、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前各項に変更が生じた場合は、に通知するものとする。

4 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

(保安業務担当者等)

第20条 受託者は、保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号イ及び附則第3条に適合する保安業務従事者をあてるものとする。

2 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

3 保安業務担当者及び前項の保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行させ保安管理業務の実施を補助させる。

4 受託者は、保安業務担当者等の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により委託者に通知するものとし、委託者は保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行うものとする。

5 受託者は、保安業務担当者等の変更が生じた場合は、書面により委託者に通知するものとし、委託者は保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行うものとする。

(損害賠償の負担及び免責)

第21条 受託者が、作業の実施にあたり委託者並びに第三者に損害を与えたときは、委託者の責に帰すべき理由による場合のほか受託者が賠償の義務を負うものとする。

ただし、受託者は次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(1) 天災地変、設備の自然劣化に起因する損害が生じた場合。

(2) 原因が特定できないもの又は設備の欠陥等受託者の責めとならない事由により損害が生じた場合。

(3) この契約に基づき協議決定した事項又は受託者が指導、助言した事項について、委託者が実施しなかったことにより損害が生じた場合。

(4) 委託者が法令又はこの契約に違反する行為を行ったことにより損害が生じた場合。

(5) 委託者が第18条による委託者から受託者への連絡を怠った法令又はこの契約に違反する行為を行ったことにより損害が生じた場合。

(6) 委託者及び第三者による電気機械器具類の取扱不備に起因する損害が生じた場合。

(契約内容の変更)

第22条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第23条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認が得られない場合。

(2) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(3) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業所又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けた場合。

(4) 前号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

2 第2条2項の自家用電気工作物が受電設備又は次の各号の一に該当するときは、契約は効力を失う。

(1) 自家用電気工作物が廃止された場合。

(2) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認が取り消された場合。

(3) 一般用電気工作物となった場合。

(4) 受電電圧が7,000Vを超えるものとなった場合。

(5) 発電所出力が1,000KW以上となった場合。

(6) 配電線路が600Vを超えるものとなった場合。

(談合その他の不正行為による解除)

第23条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第23条の3 委託者はこの契約の受託者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(歳出予算に計上されない場合の契約解除)

第23条の4 委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第24条 受託者は、業務上の秘密を厳守しなければならない。

(業務の引継)

第25条 この契約が失効するとき又は第23条から第23条の3までの規定により解除されるときは、受託者は委託者の指定する第三者に委託業務の引継ぎを責任をもって行うものとする。

(債務不履行の損害賠償)

第26条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第8条第1項に規定する期限までに定期保守業務報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第9条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、前条の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

4 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受託者は、第1項又は第3項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第27条 受託者は、第23条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第23条の2第1号の場合において命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)6で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前提に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第28条 受託者は当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第29条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 住所 長野市大字南長野南県町 686-1  
氏名 長野県長野建設事務所長 吉川 達也

受託者 住所  
氏名

契約保証金の納付を免除する場合は、第5条の規定を次のとおりとする。

第5条 契約保証金は〇〇〇〇〇〇〇円とし、長野県財務規則第143号第3号の規定によりその納付は免除する。

2 受託者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付するものとする。

(委託料の支払) 第4条関係別表

該当月 (電気設備使用期間)	業務場所	月額(税込) 単位:円
4月～3月	平林立体排水機場(月/ 〇〇〇〇 円) 飯綱・八楯トンネル(月/〇〇〇〇 円) 日赤前横断歩道橋(月/ 〇〇〇〇 円) 塩崎袴道橋ポンプ室(月/〇〇〇〇 円) 坂中トンネル(月/ 〇〇〇〇 円) 下氷鉋排水機場(月/ 〇〇〇〇 円) 小島田1号・2号ポンプ場(月/〇〇〇〇円) 小島田3号ポンプ場(月/〇〇〇〇 円) 道の駅中条非常用電源装置、 (月/ 〇〇〇〇 円) 村山排水ポンプ場(月/ 〇〇〇〇 円) 高田若槻地下アンダー自家発電装置 (月/ 〇〇〇〇 円)	〇〇〇〇〇〇円
4月	黒姫駅前融雪設備No.1	〇〇〇〇〇〇円
11～3月	ビックハット前横断歩道橋	〇〇〇〇〇〇円
	屋島横断歩道橋	〇〇〇〇〇〇円
	中氷鉋横断歩道橋	〇〇〇〇〇〇円
	下氷鉋南横断歩道橋	〇〇〇〇〇〇円
	黒姫駅前融雪設備No.1	〇〇〇〇〇〇円
	小計	〇〇〇〇〇〇円